

変更の事由及び時期を記載した書類

宇都宮共和大学学則の変更については、下記の事由による。この学則の変更は、平成28年4月から施行することとしたい。

なお、本件「届出」については、理事会、教授会において同意を得ていることを申し添えます。

記

第1章 総則 第6節 学年、学期及び休業日（学年）第9条の変更について
新設する秋学期入学に対応するためと現在の学事暦に適合するための変更である。

第1章 総則 第6節 学年、学期及び休業日（学期）第10条の変更について
前条の変更に伴い春学期、秋学期を学事暦に適合させるための変更である。

第2章 学部通則 第2節 入学（入学者の時期）第14条の変更について
ここ近年、外国人留学生の秋学期入学について、海外協定校からの要望があるとともに日本国内の日本語学校においても秋学期入学を設置しているところが多い。しかし、本学では、学則上4月入学しか許可できない状況にあったが、セメスター制度も確立しており、定員確保及び本学で修学したいと希望する学生募集の観点からの変更である。

第2章 学部通則 第3節 教育課程及び履修方法等（成績）第29条の変更について
学修意欲の向上と地域における大学連携の強化を目的として、新たにS評価を導入する。S評価の導入により成績上位者の学修意欲向上が期待され、学生全体に良い効果が波及すると考えられる。また、周辺大学と評価を統一し、地域における大学連携講座（コンソーシアムとちぎ）を積極的に活用するための変更である。

第2章 学部通則 第4節 休学、転学、転学部・転学科、留学及び退学（休学期間）の変更について
春学期及び秋学期の期間の変更に伴い、休学期間の計算方法を明確にしたことによる変更である。

第2章 学部通則 第4節 休学、転学、転学部・転学科、留学及び退学（転学部・転学科）第5条の2及び第2項の新設について
大学入学後に大学において教育内容、将来の進路等について知り、将来の進路について改めて考え直す学生もいることから、多くの大学で入学後に転学部、転学科を認める規程が整備されている。本学は、シテライフ学部と子ども生活学部という教育内容が異なる学部を有しており、こうした学生の進路変更の希望に対応できる場合があると考えられる。これらのことから、学生の個性、将来の希望に合わせた適切な教育が行えるように、転学部に関する規程を新設するものである。

第2章 学部通則 第8節 授業料その他の納入金（授業料等の納入）第48条の変更について
上記の学年、学期、入学者の時期等の変更に伴い納入時期を明確にしたための変更である。

学則変更新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1章 総 則</p> <p>第6節 学年、学期及び休業日 (学年)</p> <p>第9条 <u>春学期入学の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</u></p> <p>2 <u>秋学期入学の学年は、毎年9月16日に始まり、翌年9月15日に終わる。</u> (学期)</p> <p>第10条 学年を分けて次の2期とする。 春学期 4月1日から<u>9月15日</u>まで 秋学期 <u>9月16日</u>から翌年3月31日まで</p> <p>第2章 学 部 通 則</p> <p>第2節 入 学 (入学者の時期)</p> <p>第14条 入学の時期は、<u>第10条に規定する各学期の始めとする。再入学及び転入学についても同様とする。</u></p> <p>第3節 教育課程及び履修方法等 (成績)</p> <p>第29条 授業科目の試験の成績は、<u>S・A・B・C・Dの5種の評語をもって表わし、S・A・B・Cを合格とする。</u></p> <p>第4節 <u>休学、転学、転学部・転学科、留学及び退学</u> (休学期間)</p> <p>第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間の延長を認めることができる。</p> <p>2 <u>休学期間は、通算して4年を超えることができない。なお、春学期休学及び秋学期休学は0.5年として計算する。</u></p> <p>3 <u>休学期間は第13条の在学期間に算入しない。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第6節 学年、学期及び休業日 (学年)</p> <p>第9条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (新設)</p> <p>(学期)</p> <p>第10条 学年を分けて次の2期とする。 春学期 4月1日から9月30日まで 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>第2章 学 部 通 則</p> <p>第2節 入 学 (入学者の時期)</p> <p>第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。</p> <p>第3節 教育課程及び履修方法等 (成績)</p> <p>第29条 授業科目の試験の成績は、A・B・C・Dの4種の評語をもって表わし、A・B・Cを合格とする。</p> <p>第4節 休学・転学・留学及び退学 (休学期間)</p> <p>第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間の延長を認めることができる。</p> <p>2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。</p> <p>3 休学期間は第13条の在学期間に算入しない。</p>

<p>い。</p> <p><u>(転学部・転学科)</u></p> <p><u>第35条の2 本学の所属学部・学科から本学の他学部・他学科へ転学部、転学科を志願する者があるときは、学長は、選考のうえ、相当年次に転学部、転学科を許可することができる。</u></p> <p><u>2 前項の転学部・転学科に関する必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第8節 授業料その他の納入金 (授業料等の納入)</p> <p>第48条 <u>春学期入学者の納入の期間は、4月1日から4月30日までとする。秋学期入学者の納入期間は、9月1日から9月30日までとする。ただし、授業料については2期分納を認める。この場合において、春学期入学者の半額は9月1日から9月30日までとし、秋学期入学者の半額は4月1日から4月30日までの間に納入するものとする。</u></p> <p>附則 <u>この学則は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第8節 授業料その他の納入金 (授業料等の納入)</p> <p>第48条 納入の期間は、4月1日から4月30日までとする。ただし、授業料については2期分納を認める。この場合において、半額は9月1日から9月30日までの間に納入するものとする。</p> <p>(新設)</p>
---	---